

判 決 年 月 日	平成22年6月29日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事 件 番 号	平成21年（行ケ）10257号		
○ 本願発明が予想外の効果を奏するものであることが認定され、その予想外の効果を否定して特許法29条2項該当性を肯定した審決が取り消された事例			

（関連条文） 特許法29条2項

裁判所は、次のとおり述べて、特許法29条2項該当性を肯定した特許庁の審決を取り消した。すなわち、引用例1（フラットタイプリニアモータを採用したもの）に、ロッドタイプリニアモータを適用する示唆等が何ら記載されていない以上、当業者が、周知技術（ロッドタイプリニアモータ）を適用することにより、相違点1、2及び6に係る本願発明の構成とすることを容易に想到し得たものとはいえない。また、本願発明は、隣り合うロッドタイプリニアモータ間に磁気シールド板を介在させることにより、隣り合うロッドのつれ動き現象を防止できるという効果を奏するほかに、引用発明においては推力を低下させる方向で作用していた磁気シールド板が逆に推力向上に寄与するという予想外の効果を奏するものである。よって、本願発明の全体構成によって奏される効果も、引用発明、周知技術及び周知慣用技術から当業者が予測し得る範囲内のものであるとした審決の判断は、誤りである。